

生ごみの水切りでごみを減らしましょう

家庭から出る燃やせるごみの約30～40%が「生ごみ」です。

「生ごみ」は約70%が水分と言われています。そのため、生ごみの水切りをすることで水分を多く含んだ生ごみから発生する嫌な臭いを抑えることができます。経費の節約にもなり、燃やせるごみの減量につながります。



生ごみを減らすポイント



- ①食べ残しをしないようにすることは生ごみの発生を防ぐことにつながります。
- ②残ってしまった食べ物や、野菜くずはしっかりと水を切って捨てましょう。

生ごみ処理機器を使ってエコライフ

水切りした生ごみを、生ごみ処理機やコンポストなどを上手に使うことによって、たい肥としてリサイクルすることができます。生ごみから生まれたたい肥でガーデニングや家庭菜園を楽しみませんか。



生ごみ堆肥化容器(例)



生ごみ処理機(例)

生ごみ処理機器の購入費の一部を助成しています。

詳細については、ごみ対策課ごみ対策係 531-5518 にお問合せください。

ちょっと生ごみ説明会

生ごみの水切りの推進PRのため、サークル団体、図書館・児童館の講座に伺って、水切り器を使用して、生ごみの水切りの実演や簡単な説明をさせていただきました。

説明会をご希望の方は、ご相談ください。

(土日祝日・夜間の開催もお受けいたします。)

ごみ対策課ごみ減量推進係 523-2111 内線 6748



事業系ごみ減量に向けた取り組み

商店や事務所などの事業活動に伴って出たごみは、量や質にかかわらず事業系ごみになります。事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの規定の処理が義務づけられています。立川市で処理をするのは、一般廃棄物です。

事業者自らが市の施設に搬入するか、市で許可した処理業者と契約して処理します。契約には、事業者が処理業者と任意に契約する方法と、統一規格の専用指定袋を購入して処理業者に依頼する方法があります。なお、事業系ごみは少量であっても家庭ごみでは出すことができません。

市では、事業系ごみの減量・リサイクルの推進のため、ごみ検査機による搬入物検査や燃やせないごみ・資源ごみ等の受入制限を実施しています。

事業所の訪問指導

多量排出事業者を中心に、市の担当者が直接事業所を訪問し、ごみの分別・管理等について調査をしています。

事業所の担当者としつくりお話しをしながら、ごみ減量・リサイクルについてお願いします。



ごみ検査による搬入物検査

ごみ検査機による搬入物の調査を実施し、適正排出の指導を行っています。



今後は、「生ごみの水切り」の徹底と「紙のさらなる資源化」を目指していきます。

燃やせるごみ(事業系ごみ)の約40%が厨芥類(生ごみ)であり、その約70%が水分です。水切りを徹底することで生ごみの減量に大きな効果があります。そして、燃やせるごみ(事業系ごみ)の約20%が紙類であり、きちんと分別することで資源になります。これまで資源として取扱わなかった紙ごみ(加工紙類、紙コップ類、伝票類など)の再資源化できる新たな処理ルート確立に向け検討を行っています。

事業者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



事業系ごみについては、ごみ対策課ごみ減量推進係 523-2111 内線 6756 にお問合せください。

ごみの減量・リサイクルの推進には、市民のみなさん、事業者のみなさんのご理解とご協力が必要不可欠です。きちんと分別・ルールを守ったごみ出しでごみを減らしましょう